

第1章 計画の策定（改定）にあたって

1. 地域福祉（計画）とは

地域福祉とは、支援する人も支援される人も地域で自己を実現し、一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や関係機関・団体、サービス提供事業者、地域の住民等が協力してつくる『暮らしやすい地域づくり』を進めることであり、地域福祉計画は、それを実現させるための具体的な計画のことです。

福祉を取り巻く社会の変化

- ・ 少子高齢化
- ・ 出生率の低下
- ・ 高齢者のひとり暮らし世帯数の増加
- ・ 公的福祉サービスの限界
- ・ 地域コミュニティの衰退
- ・ 地域のつながりの希薄化

福祉・医療施策の方向

障害などの有無に関わらず、個人が地域でその人らしい暮らしができる自立支援へ

(1) 近年の福祉制度改革

- ・ 高齢者福祉【ゴールドプラン（1990） 介護保険法（1997） 介護保険法改正（2005）】
- ・ 障害者福祉【支援費制度（2000） 障害者自立支援法（2005）】
- ・ 児童福祉【保育所の利用手続きが措置から選択へ（1998）、子育て支援事業の位置づけ（2005）、児童虐待防止法の改正（2007）】
- ・ 在宅医療の推進【医療制度改革（2006）】

(2) 近年の福祉施策の方向性

- ・ 利用者本位の仕組み
- ・ 市町村中心の仕組み
- ・ 在宅福祉の充実
- ・ 自立支援の強化
- ・ サービス供給体制の多様化

地域における多様な生活課題

- 公的サービスだけでは対応できない（制度の狭間にある）人への対応
（例：認知症高齢者に対する見守りのみの対応、入退院時や一時帰宅時のケア）
既存の法律（制度）や施策では対応ができていないニーズへの対応
（例：ゴミだしや電球交換のようなちょっとしたことの手助け）
差別や偏見など地域の意識から生まれる問題への対応
（例：難病患者、外国人など）
災害時など緊急時への対応
（例：近年の災害時の犠牲者の多くは高齢者であり、地域における避難支援が課題）

地域で求められていること

- ・ 地域では、安心・安全を確立し、次世代を育むための地域社会の再生のために、『地域の力、支え合うつながり』を強化することが必要
- ・ 住民の地域参加やボランティア活動に対する意識の高揚、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の必要性

2 . 計画策定の背景と目的

(1) 策定の背景

地域福祉をめぐる環境の変化

高齢化、核家族化、コミュニティの衰退など福祉を取り巻く環境が大きく変化している中で、孤独死や災害時の対応、移動手段の確保など新たな問題が生じています。他方で、市町村の福祉施策が盛んになり、地域住民の福祉活動に対する意識も高まり、ボランティアや NPO 法人等が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著になってきています。

支え合いの社会の実現

こうした社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割はきわめて重要になるとともに、地域住民がつながりを持ち、互いに支えあい生きるという地域福祉の推進が求められるようになってきたことが地域福祉計画の背景としてあります。

平成 12 年に施行された社会福祉法では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」(第 4 条)を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体は、『地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者』の三者であり、地域福祉推進の目的は、これらの人々が相互に協力し合うことにより『福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることである』と規定しています。そして、この地域福祉推進の方策として「市町村地域福祉計画」の策定(第 107 条)を求めています。

(2) 計画の目的

西東京市では、平成 16 年 3 月に「西東京市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の基本的な方向性や考え方を明らかにし、活動を実施してきました。本年度は計画策定から 5 年目を迎え、計画期間の最終年度にあたります。

本計画は、地域福祉の基本的な理念に基づく

『一人のために みんなのために できることから はじめよう』

『声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる

ほっとするまち』

の実現を目指し、『第 1 期計画』を引継ぎ発展させながら、これまでの成果を踏まえた実効性の高い『第 2 期計画』を策定するものです。

3 . 計画の位置づけ

本計画は、「西東京市基本構想・基本計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえて策定した、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、健康づくり推進プラン、次世代育成支援行動計画）を横断的につなぐ役割を担っているのと同時に、社会福祉法の第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。また、市民の活動計画として、西東京市社会福祉協議会が市民とともに策定した「西東京市地域福祉活動計画」と相互に連携を図っていきます。

社会福祉法

（地域福祉の推進）

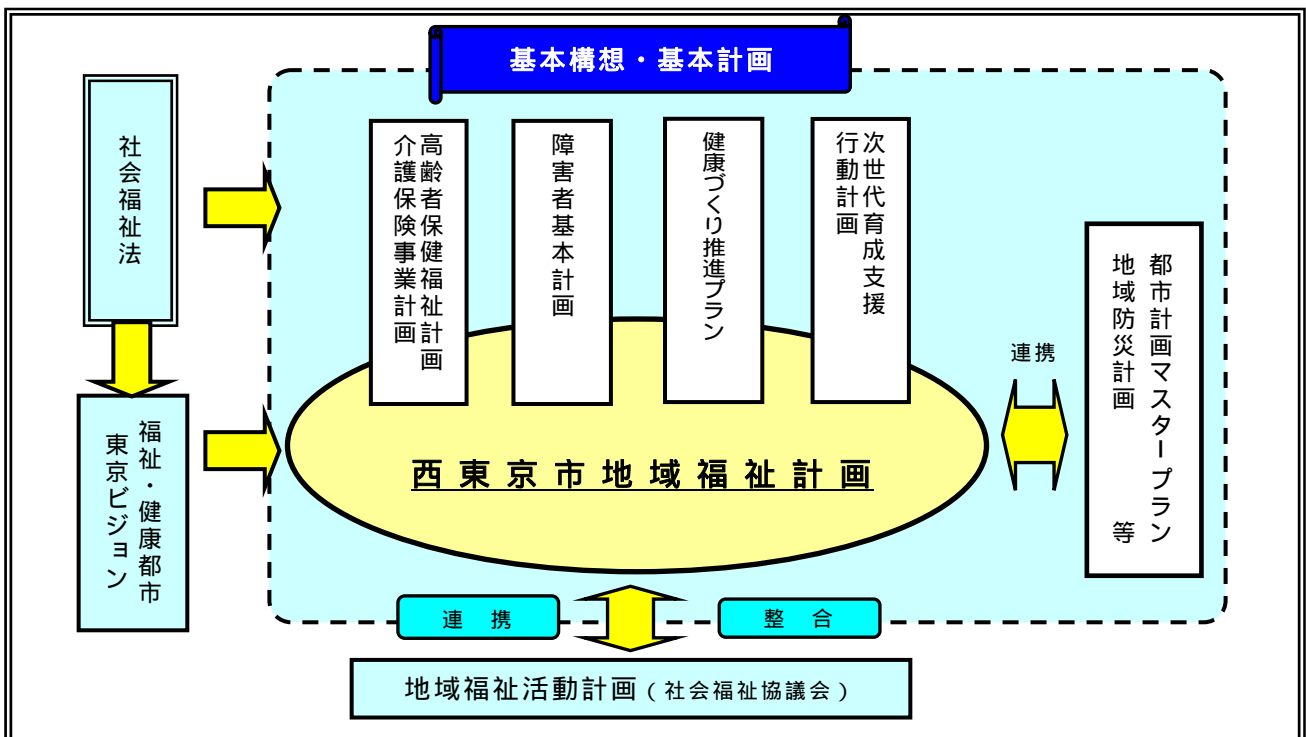
第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画と関連する諸計画との位置づけ



4 . 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表、公募市民などで構成する西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会及び西東京市地域福祉計画策定起草委員会において内容の検討を行うとともに、市民等へのアンケート調査の実施や地区懇談会の開催、福祉関連事業者へのヒアリング調査、福祉関連団体等へのグループヒアリングを実施し、策定作業を進めてきました。

(1) 市民意向調査の実施

市民、民生委員・児童委員の地域との関わりやボランティア活動への参加状況、市社会福祉協議会、福祉のまちづくりなどについての意識やニーズを把握し、意向を計画に反映するために、「西東京市地域福祉計画改定のためのアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査の概要

区 分	内 容
目 的	地域との関わりや今後の地域福祉の方向性などについての意識やニーズを把握する。
実施時期	平成 20 年 7 月 10 日 ~ 7 月 23 日
調査対象	18 歳以上 75 歳未満の市民 (2,500 人) 民生委員・児童委員 (115 人)
回収状況	18 歳以上 75 歳未満の市民 (有効回収率 : 36.6%) 民生委員・児童委員 (有効回収率 : 92.2%)

(2) 地区懇談会の開催

地区懇談会は、市民参加により、介護保険事業計画における日常生活圏域を活用した市内 4 地区で開催しました。

地区懇談会では、現在各地区が抱えている問題点・課題を出し合い、その課題を解決するため、地域、社会福祉協議会、行政のそれぞれの果たすべき役割について議論しました。これら地区ごとの議論の結果を計画に反映させるとともに、今後それぞれの役割を踏まえながら、支え合う地域社会を形成するための新たな推進組織を立ち上げ、それぞれの課題解決について取り組んでいきます。

地区懇談会の開催概要

区 分	中 部 地 区	南 部 地 区	西 部 地 区	北 東 部 地 区
第 1 回	平成 20 年 7 月 28 日 (月)	平成 20 年 7 月 31 日 (木)	平成 20 年 7 月 30 日 (水)	平成 20 年 7 月 29 日 (火)
第 2 回	平成 20 年 8 月 21 日 (木)	平成 20 年 8 月 26 日 (火)	平成 20 年 8 月 22 日 (金)	平成 20 年 8 月 25 日 (月)
第 3 回	平成 20 年 10 月 2 日 (木)	平成 20 年 10 月 3 日 (金)	平成 20 年 9 月 30 日 (火)	平成 20 年 9 月 29 日 (月)
第 4 回	平成 20 年 10 月 30 日 (木)	平成 20 年 10 月 31 日 (金)	平成 20 年 10 月 29 日 (水)	平成 20 年 10 月 27 日 (月)

(3) 福祉関連事業者へのヒアリング調査の実施

今後の地域福祉を進めていく上で、福祉施設等の地域との関わりについての実態を把握し、社会福祉事業者から寄せられた意見・提案等を計画に反映させるために、福祉施設等の社会福祉事業者へのヒアリング調査を実施しました。

(4) 福祉関連団体等へのグループヒアリングの実施

地域福祉を進めていく上で、地域で福祉に取り組んでいる団体や個人、専門家としての立場から各地区における課題やニーズを把握し、福祉関連団体等から寄せられた意見・提案等を計画に反映させるために、福祉関連団体等へのグループヒアリングを実施しました。

(5) 計画策定・普及推進委員会及び計画策定起草委員会の開催

この計画の改定にあたっては、西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会に意見を求めました。

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会は、本市における地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉計画の策定内容の検討並びに普及及び推進をするために設置されたものです。

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会では、下部組織に西東京市地域福祉計画策定起草委員会を設置し、調査審議を行ってきました。

計画策定・普及推進委員会及び計画策定起草委員会の開催概要

区 分	地域福祉計画策定・普及推進委員会	地域福祉計画策定起草委員会
第 1 回	平成 20 年 5 月 27 日 (火)	平成 20 年 9 月 18 日 (木)
第 2 回	平成 20 年 8 月 28 日 (木)	平成 20 年 10 月 7 日 (火)
第 3 回	平成 20 年 9 月 25 日 (木)	平成 20 年 10 月 28 日 (火)
第 4 回	平成 20 年 10 月 23 日 (木)	平成 20 年 11 月 6 日 (木)
第 5 回	平成 20 年 11 月 13 日 (木)	平成 21 年 1 月 日 ()
第 6 回	平成 21 年 2 月 日 ()	

(6) パブリックコメントの実施

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会及び西東京市地域福祉計画策定起草委員会でこの計画を議論する上での参考とするため、12月から1ヶ月間、広報・ホームページにおいて計画素案を広報し、広く市民の意見を募りました。

(7) シンポジウムの開催

有識者や地域で活動している専門家を招き、地域における支え合い活動について討議し、市民の支え合い活動への参加を促進する機運の醸成に努めるとともに、シンポジウムにおいて、現在策定中の「第2期西東京市地域福祉計画(素案)」を説明し、広く市民から意見・提言などを求めました。

シンポジウムの開催概要

日時	平成20年11月29日(土) 午後2時～
場所	西東京市市民会館
内容	基調講演 テーマ 「地域における新たな支え合いを求めて 住民と行政の協働による新しい福祉」 講師 日本社会事業大学教授 辻 浩 パネルディスカッション コーディネーター 武蔵野大学人間関係学部准教授 熊田 博喜 パネリスト 西東京市社会福祉協議会 西東京市民生委員児童委員協議会 NPO法人 ふれあいのまちづくり住民懇談会 福祉施設関係者 「第2期地域福祉計画(素案)」市民説明会

5 . 計画の期間

第 2 期計画は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とします。

計画の期間

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
西東京市総合計画	基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
西東京市 地域福祉計画	地域福祉計画 (平成 16 年度～平成 20 年度)					第 2 期地域福祉計画 (平成 21 年度～平成 25 年度)				
	第一次地域福祉活動計画					第二次地域福祉活動計画				
西東京市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)	平成 16 年度～平成 22 年度									
健康づくり推進プラン										
西東京市次世代育成支援行動計画	前期計画					後期計画				
西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第 2 期									
	第 3 期					第 4 期			第 5 期	
西東京市障害者基本計画	基本計画(平成 16 年度～平成 25 年度)									
西東京市障害福祉計画	第 1 期計画					第 2 期計画				